



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第30号 1
監査公表第31号 24

監査公表

和歌山県監査公表第30号

平成28年9月23日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月22日

和歌山県監査委員 江川 和明
和歌山県監査委員 足立 聖子
和歌山県監査委員 濱口 太史
和歌山県監査委員 鈴木 太雄

1 知事直轄

(1) 政策審議課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。	注意事項 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。

(2) 広報課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。 ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 ア 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。 イ 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。 ウ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行目的地での業務と公用車を運転する業務に係る超過勤務を分けて記載するよう、課内に周知徹底した。

2 総務部

(1) 総務課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>文書等の受領及び発送等に関する業務委託について、契約書に定められた履行内容が確認できなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>契約書に定められた履行内容が適正に執行されるよう、受託業者を指導するとともに業務執行状況の確認を徹底することとした。</p>

(2) 財政課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 消耗品費について、二重支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 履行確認を担当する2名に厳重注意をするとともに、他の職員に対しても注意喚起を行った。</p> <p>イ 現物の備品数を確認し、物品管理簿の修正を行うとともに、物品管理担当者及び担当班長に対し、注意喚起を行った。</p>

(3) 税務課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>県税の収入率は、98.3%と前年度に比し0.4ポイント上昇し、平成27年度末の収入未済額も約15億3,620万円と約1億5,984万円圧縮するなど、県税徴収対策本部を設置して、滞納整理における初動体制の強化などに取り組んだ成果が出ている。</p> <p>個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約76%を占めており、市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として滞納整理事務事業の推進により、収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>次の改善を行った。</p> <p>ア 県税徴収対策本部の設置</p> <p>税負担の公平の確保と県税収入の確保を図るため設置している和歌山県県税徴収対策本部において、引き続き、当該年度収入未済額を前年度の収入未済額以下にすることを組織の徴収目標として、計画的・効率的な滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>イ 市町村との連携</p> <p>個人県民税の滞納縮減について、市町村が自ら継続して徴収対策に取り組めるよう、滞納案件を市町村自ら処理すべきもの、併任派遣等を通じて助言を行うもの、地方税法第48条により引受を行うもの、和歌山地方税回収機構に引き継ぐべきものに区分するなど、市町村の徴収課題に応じた連携強化を行い、滞納縮減に努めている。</p> <p>また、県内全市町村と合同で滞納整理強化月間を設定して滞納整理の共同事業を実施するとともに、県税事務所が中心となった地域ブロックでの研修会等を行っている。</p> <p>ウ 延滞金等の債権管理</p> <p>延滞金等の債権管理については、平成21年9月4日付け出第186号「元本債権が完納された延滞金及び違約金の調定に係る適正な事務執行について」の趣旨を踏まえ、本税が完納され金額の確定した延滞金の債権管理を徹底するとともに、本税と同様の滞納整理を進める等、適正に収入確保に取り組んでいる。</p>

(4) 市町村課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費計算において、計算を誤り過渡しをしていた事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 当該旅費については返納を行い、複数の職員による旅命令簿の確認を行うよう、周知徹底した。</p>

(5) 管財課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。 イ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア ETCカード使用承認・使用管理簿について、ETCカード使用時に適正に処理するよう、関係職員に指導を行った。 イ 備品の増減があった場合、物品管理簿の手入れを適正に行うよう、関係職員に指導を行った。</p>

(6) 危機管理・消防課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 夜間帰着の条件を満たす旅命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 対象となる旅費の支払について、追給処理を行った。 また、旅行の路程や用務開始・終了時間を確認し、早朝出発又は夜間帰着の条件を満たす旅行については、適正な処理を行うよう、職員に対し周知徹底した。</p>

3 企画部

(1) 企画総務課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項 ア コスモパーク加太の未利用地(890,137㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。 イ 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。</p>	<p>検討事項 ア コスモパーク加太については、企業誘致用地、公共施設用地及び防災対策用地としての利活用に取り組んでいる。 企業誘致については、平成27年度に当課として44社と接触し、現地案内や協議を行った。 今後も引き続き商工観光労働部と連携しながら、積極的に企業誘致に取り組んでいく。 公共施設用地については、平成26年度に県消防学校用地(約4.6ha)を確保し、来年4月に開校予定である。 また、防災対策用地としては、広域防災拠点に選定されていることから、県消防学校の整備と相まって、利活用を進めていく。 イ 旧南紀白浜空港跡地については、電波障害や高さ制限等若干の利用の制約はあるが、観光産業との相乗効果が図られ、集客力が高く雇用の生まれる施設を目標に、企業誘致の可能性等を白浜町及び関係機関と検討している。 なお、広域防災拠点である当該地において、各</p>

種災害訓練を実施し、活用した。

(2) 国際課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 消耗品の支出において、支払が遅延している事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p> <p>イ 委託料の債務負担行為に基づく支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支出票の取扱いについて、職員に周知徹底し、今後適正に処理するよう指導した。</p> <p>イ 支出負担行為の出納機関への合議は、平成22年8月19日付け会第190号及び昭和63年4月1日付け出第1号依命通達の内容に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(3) 調査統計課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 郵便切手類使用簿において、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 報酬について、二重支払を行い戻入した事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）第45条に規定する様式の項目にのっとり事務処理が遺漏なく行われるよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 今後このようなことがないように、決裁時に複数人で確認するなどチェック体制を強化した。</p>

(4) 情報政策課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 支出されていない旅費があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 出納整理期間の返納金について、戻入処理すべきところ誤った額で収入調定を行い、また督促が遅延しているものがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 用務地までの路程の確認を徹底し、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等の旅費に関する規程等に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 旅費の支払事務については、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 支出事務及び収入事務においては、今後誤りがないように複数名で確認することとして、チェック体制を強化した。</p> <p>また、過誤払金に係る事務については、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(5) 地域政策課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 手数料の資金前渡に係る支出負担行為が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支出負担行為の出納機関への合議については、平成22年8月19日付け会第190号及び昭和63年4月1</p>

りたい。 イ ごみ処理に係る手数料において、資金前渡していた額が不足し職員が負担していたので、適正に処理されたい。 ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。 エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。	日付け出第1号依命通達の内容に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 イ 資金前渡について、今後不足する事態にならないよう、職員に周知徹底した。 ウ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務について、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 エ 用務地までの路程の確認を徹底し、旅費に関する規程等に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。
---	---

(6) 過疎対策課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成23年度地域資源活用ビジネス推進によるUIターン人材誘致事業委託契約不履行に伴う前払金の返還金及び賠償金について、平成27年度末で約80万円が収入未済となっているので、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。 イ 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 ア 債務者の所在が判明したため、本人に連絡し、返済を求め、現在、返済方法について協議中である。 引き続き、早期返済を求め、収入未済額の縮減に努める。 イ 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

(7) 総合交通政策課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄の記載漏れにより追給している事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。	注意事項 早朝出発夜間帰着に該当する旅行命令簿の記載について、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

(8) 人権施策推進課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。

4 環境生活部

(1) 環境生活総務課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 旅費について、旅行命令簿の通勤自家用認定距離及び調整額の未記入により過払いを行い戻入した事例があっ	注意事項 今後このようなことがないように、課員に対して旅費の適正な執行について周知徹底を行った。

たので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(2) 循環型社会推進課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成27年度末で約11億1342万円であり、前年度に比し約26万円減少している。</p> <p>今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 債務者の資力が乏しいため、少額の分納により回収を行っているところである。</p> <p>引き続き、債務者の能力に応じた納付指導を行い、適正な債権管理を行っていく。</p> <p>イ 今後このようなことがないよう、課室員に対して周知徹底するとともに、物品納品時のチェック体制を強化した。</p>

(3) 環境管理課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>分担金に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後は支出負担行為として整理する時期を誤らないよう、職員に指導した。</p>

(4) 県民生活課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(5) 食品・生活衛生課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 備品購入の支出負担行為において、出納機関の合議を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 定められた支出負担行為の決裁及び合議区分の確認をするよう、職員に周知徹底した。</p>

5 福祉保健部

(1) 福祉保健総務課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約4,864万円であり、前年度に比し約244万円増加している。 今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 生活保護費返還金の未収金については、収入申告義務の周知及び収入申告書の徴取の徹底や訪問調査、課税調査等各関係機関調査の徹底を図ることによって不正受給の未然防止に努めている。 また、未収金の返還については、未納者の生活状況に応じて分割納付を指導するほか、滞納状況に陥りがちな未納者に対しては、履行延期の処分を行う等引き続き、適切かつ粘り強い返還指導を行っていく。</p> <p>イ 未払金については、適正に支払処理を行うとともに、台帳扱い物品の調達について課内職員に周知徹底を行った。</p> <p>ウ 未払いとなっていた関係職員の旅費については、適正に支払処理を行うとともに、外出承認及び旅行命令の取扱いについて課内職員に周知徹底を行った。</p> <p>エ 正確な物品管理簿の作成及び適正な物品管理について課内職員に周知徹底を行った。</p>

(2) 子ども未来課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約1,810万円であり、前年度末に比し、約198万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金については、平成27年度末で約2,877万円であり、前年度末に比し約44万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成27年度末で約1,365万円であり、前年度末に比し、</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行っており、未納者に対しては、生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は、分納指導を行い、未納者の実情に合わせた回収や納付誓約書を徴するなど、時効の中断に努めている。 加えて、支払う能力があるにもかかわらず、支払いに応じない滞納者については、差押を行っている。 また、入所時に扶養義務者に対して、費用負担について十分な説明を行うとともに、口座振替を推奨するなど新規未収金の発生防止に努めている。</p> <p>イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、電話や文書による催告に加えて、母子福祉指導員や振興局の母子父子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問するとともに、未納者の現状を把握し、必要に応じて分割償還等の方法を採用など、未収金の償還指導に努めている。 また、悪質滞納者については、裁判所を通じて支払督促等の法的措置を実施している。 なお、新規の未収金の発生を防止するため、振興局担当者会議において、担当職員に対し、貸付申請の面接の際に、制度の詳細な説明や確実な償還計画を立て、償還を徹底するよう依頼している。</p> <p>ウ 児童扶養手当返還金の未収金については、定期的な文書や電話による催告に加え、母子福祉指導</p>

約36万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の償還金の未収金については、平成27年度末で約18万円であり、前年度末に比し約12万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

オ 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）について、決裁手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。

カ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

キ 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

ク 戻入票において、戻入調定（過誤払）の出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき行った随意契約について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2の規定に定める公表を行ってなかったため、適正に処理されたい。

員を中心に早朝、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、未収金の徴収を行うとともに、市町村等の協力を得ながら未納者の生活実態の把握に努め、必要に応じ分割納付の方法を採るなど、それぞれの未納者の実情に合わせた償還指導に努めている。

加えて、悪質滞納者については、裁判所を通じて支払督促等の法的措置を実施している。

また、返還金の発生を未然に防止するため、新規申請や現況届の際に支給要件や諸届出の励行を説明するよう、事務指導監査や研修会を通じて、町村担当職員等に依頼している。

エ 母子寡婦福祉対策資金貸付金の未収金については、電話や文書による催告に加え、母子福祉指導員や振興局の母子父子自立支援員等が、夜間及び休日においても未納者宅を訪問し、償還指導に努めている。

また、未納者の実態把握に努め、必要に応じて分割償還等の方法を採るなど、未収金の償還指導に努めている。

加えて、悪質滞納者については、支払督促等の法的措置を実施していく。

オ 適正に処理を行うよう、周知徹底する。

カ 適正に処理を行うよう、周知徹底する。

キ 勤務時間外の運転に係る超過勤務申請について、今後適正に処理を行う。

ク 出納機関への合議について、確認を徹底し、適正に処理を行う。

ケ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号を随意契約理由としていたが、精査したところ、公表を求められていない同項第2号を随意契約理由とすべき事案であったため、今後誤りがないよう、周知徹底する。

(3) 長寿社会課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、通勤自家用車等認定距離及び調整額欄の記載漏れにより過渡しを行い戻入している事例があったため、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令簿の記載について、適正に行うよう、記載方法を周知徹底した。</p>

(4) 障害福祉課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約349万円であり、前年度末に比し約17万円増加している。</p>	<p>注意事項 ア 児童福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努</p>

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約28万円であり、前年度に比し約1万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成27年度末で約136万円であり、前年度に比し約2万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、平成27年度末で約67万円であり、前年度末に比し2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、早期の債権回収に努められたい。

オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、平成27年度末で約12万円であり、前年度末と同額である。

今後も、新規未収金の発生防止を図るとともに、過年度分の未収金について、引き続き債権管理に努められたい。

カ 集中調達外で購入した消耗品について、支出負担行為が出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

検討事項

旧六星寮の跡地について、処分方針を決定の上処理を進められたい。

め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。

また、新規未収金の発生防止のため、入所措置時に負担金制度の説明や口座振替の奨励を行い、納入意識の向上を図っている。

イ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。

ウ 特別障害者手当等返還金の未収金については、文書や電話等による催告、家庭訪問等により回収を行い、適切な債権管理に努めている。

また、各振興局及び市町村担当者を対象とした当該手当制度及び事務処理の説明会を実施するなど、未収金発生未然防止に努めている。

エ 障害者自立支援特別対策事業費補助金等返還金の未収金については、文書や電話等による催告により回収を行うとともに、一括納入が困難な場合は分割納入指導や納付誓約書を徴するなど、未納者の実情に合わせた回収の取組により適切な債権管理に努めている。

オ 心身障害者扶養共済掛金の未収金については、未納者への電話督促や戸別訪問等を実施している。

また、未納者の現状の把握など、適切な債権管理に努めている。

カ 課内職員に周知徹底を行い、適正な事務処理を行っている。

検討事項

旧六星寮の跡地について、関係者と協議の上、処分方針の検討を進める。

(5) 医務課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、平成27年度末で約11万円となっており、前年度に比し約19万円減少している。</p> <p>今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 看護職員修学資金貸付金の返還金の未収金については、文書、電話及び家庭訪問等による催告を行うとともに、未納者の生活実態の把握に努め、一括納入が困難な場合には分割納入指導を行うなど、未納者の実情に合わせた回収に取り組むことにより適切な債権管理に努めている。</p> <p>イ 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(6) 健康推進課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 正確な物品管理簿の作成及び適正な物品管理について、課内職員に周知徹底を行った。</p>
--	---

(7) 薬務課

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 昨年と同様の事例が再発したことから、監査後直ちに外出承認簿台帳にチェックシートを添付し、その内容を確認した上で台帳への記載を行い、命令権者の承認を受けるよう、所属職員に周知徹底した。 イ 旅行命令において、早朝出発又は夜間帰着の条件を満たす場合には、記入漏れがないよう、所属職員に周知するとともに、旅行者による確認だけでなく他の職員によるチェックを行える体制とした。</p>

6 商工観光労働部

(1) 商工観光労働総務課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 中小企業振興資金貸付金について、平成27年度においては、連帯保証人に対する強制執行（差押え）など、これまで以上に債権回収を強化しているところであるが、平成27年度末現在における収入未済額（元金）は約84億4,547万円となっており、前年度に比し約310万円増加している。 今後とも、債権管理を適切に行い、強制執行など考え得る最大限の債権回収措置を講じられたい。 イ 旅行命令簿の用務地点名称を誤り旅費の支給額が不足していたので、適正に処理されたい。 ウ 県立わかやま館の会議室等の使用について、決裁権者による承認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 現在分割納入中の延滞先については、過去3年間の決算書の分析を通して経営状況や剰余金の有無を把握し、償還額増額の交渉を行うとともに、償還意識の更なる向上を促すために債務承認書等を提出させた。 その上で、事業継続や再生が困難な延滞先は、担保資産等の任意売却指導を行っていく。 倒産又は休業状態にある延滞先については、担保資産の競売等による債権回収が完了しているため、連帯保証人又は当該相続人に対し、生活状況及び資産調査等を行った上で、償還交渉に努めるとともに、償還に誠意が見られない連帯保証人又は当該相続人に対し、強制執行を行っている。 こうした取組により、収入未済額の縮減に取り組んでいる。 イ 過年度支出により、不足分を支払済みであるが、旅行命令簿を正確に記載すること、また決裁中に他の職員が記載内容をしっかりチェックすることを課内で周知徹底した。 ウ 会議室の使用について、決裁権者の承認を得て使用させるように事務処理を改めた。</p>

(2) 商工振興課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 超過勤務手当について、過年度支出により支給済みであるが、超過勤務を適切に記入するよう、課内で周知徹底した。</p>
--	---

(3) 労働政策課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 収入更正一覧表（収入調定票）について、決裁がなされず、根拠書類も添付されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 適切に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(4) 企業振興課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成27年度末現在の未償還額は約1,162万円であり、前年度から回収が進んでいない。 今後、未納者の現状を十分把握し、引き続き債権管理に努力されたい。 イ 集中調達物品以外の物品調達に係る消耗品の納品において、納品書が未受領のもの又は受領した納品書への收受印及び担当者個人印が未押印のものであったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 返還金の完納に向け、未納者の現状把握に努めるとともに、分納計画どおりの返還を行うよう指導するなど、適切な債権管理を行っていく。 イ 適正に事務処理を行うよう、課内に周知徹底した。</p>

(5) 産業技術政策課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 イ 旅行命令簿において、旅費別途支給の記載漏れ等により旅費が過渡しとなり返納されている事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 ウ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 エ 交流会参加費について、資金前渡により資金前渡者の口座に振り込まれたが、参加者に事前に手渡さなかったために同費用を参加者が負担していた。 また、資金前渡者の口座に払い込まれた参加費は返納されていたが、手続が遅延していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理され</p>	<p>注意事項 ア 適正に事務処理を行うよう、課内に周知徹底した。 イ 旅行命令簿の記載漏れがないように課内に周知徹底するとともに、決裁時の確認体制を強化した。 ウ 物品管理表に基づき適正に事務処理を行うよう、課内に周知徹底した。 エ 適正に処理を行うよう、課内に周知徹底した。</p>

たい。

(6) 企業立地課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 過年度支出により、旅費は支払済みであるが、旅費事務の手引き等を参考に、路程100km以上の用務地は旅費が支給され、旅行命令が必要なことを課内で周知徹底した。</p>

(7) 観光振興課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 イ 旅費について、旅行命令簿の宿泊料調整及び日当調整漏れにより過払いがあり戻入されている事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。 ウ 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。 エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。 オ 九度山・真田ミュージアム建設工事補助金において、補助工事に係る現地調査を実施していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 備品の管理について、適切に行うとともに、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。 イ 旅費制度について職員に周知徹底するとともに、課内におけるチェック体制を強化した。 ウ 過年度支出により、旅費不足額を支払済みであるが、旅費制度について職員に周知徹底するとともに、課内におけるチェック体制を強化した。 エ 過年度支出により旅費を支払済みであるが、旅費制度について職員に周知徹底するとともに、課内におけるチェック体制を強化した。 オ 必要に応じ、工事検査を要求するよう、事務処理について再度周知を図った。</p>

(8) 観光交流課

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ア 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、公用車同乗中の時間帯に超過勤務を命令し、超過勤務手当を支給していたので、適正に処理されたい。 イ 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったので、適正に処理されたい。 ウ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ア 超過勤務手当過払分について、納付書により戻入を行うとともに、公用車運転時及び同乗時の超過勤務命令に関し職員に周知徹底した。 イ 過年度支出を行い、支払を完了するとともに、適正に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。 ウ 物品管理簿への登録漏れ等がないよう現物との整合性を図り、適正に管理するよう、職員に周知徹底した。</p>

7 農林水産部

(1) 農林水産総務課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 消耗品について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 台帳扱い物品の未払いについて、支払を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>イ 支出命令のチェック体制を強化し、再発防止に努めている。</p>

(2) 農業試験場

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 電話交換設備賃貸借料の支出において、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 支出命令のチェック体制を強化し、再発防止に努めている。</p> <p>イ 今後は、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(3) 農業試験場暖地園芸センター

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>エアコン取替の契約において、二者以上から見積書を徴していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>二者以上から見積書を徴していなかったことについて、今後このようなことがないように、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等について職員に周知徹底を行った。</p>

(4) 畜産試験場

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に徹底指導した。</p>

(5) 林業試験場

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>一般社団法人わかやま森林と緑の公社と交わした物品使用貸借契約書に基づく物品の貸付けについて、物品貸付調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後は、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(6) 水産試験場

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 備品購入に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 負担金（電波利用料）の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 集中調達外で物品を購入するときは、出納機関への合議を行うよう、適正な事務処理を職員に周知徹底した。</p> <p>イ 負担金の支出事務について、支出負担行為の時期を逸することのないよう、適正な事務処理を職員に周知徹底した。</p>

(7) 食品流通課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 台帳扱い物品の調達において、支出事務を怠り未払いの状態となっている事例があったため、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 集中調達外で購入した消耗品について、支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に徹底指導した。</p> <p>イ 台帳扱い物品の未払いについて、支払を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>ウ 集中調達外で物品を購入したときは、出納機関への合議を行うよう、適正な事務処理を職員に周知徹底した。</p>

(8) 農業農村整備課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村又は土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。</p> <p>イ 年会費に係る負担金において、請求書なしに支出されていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 譲与の促進を図るため、土地改良施設用地譲与・登記促進事業により、現況が公図と一致しない箇所については、社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、訂正作業を行った後、順次、機能管理者である市町村及び土地改良区に譲与を行っている。 今後も計画的に譲与を進める。</p> <p>イ 支出事務における添付書類の不備については、和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底を行った。</p>

(9) 果樹園芸課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。</p> <p>イ 備品である野生動物撮影カメラ2台を亡失し、遺失物届けを出しているが現在も発見されていない状態が続いている。 今後このようなことがないよう、備品の設置及び管理に万全を期されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に徹底指導した。</p> <p>イ カメラを設置する大型囲いワナに嚴重に固定するとともに、これまで以上に見回りを密に行い、管理に万全を期していく。</p>

(10) 畜産課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>備品の廃棄に伴う事務処理の遅延防止のため、今後は物品の適正管理を徹底するよう、職員に指導した。</p>

(11) 経営支援課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で元金の未収金は発生していないが違約金の未収額が約356万円となっており、昨年度末に比べ約90万円減少している。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p> <p>イ 和歌山県農業公社から償還を受けるべき貸付金について、収入調定が遅延していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 農業改良資金貸付金償還金の未収金の償還については、今後とも引き続き債権管理マニュアルに基づき、債権の保全及び収納の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会など関係機関と連携して、未納者に対し分割償還計画に基づく計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>イ 収入調定事務において、適正な時期に事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

(12) 林業振興課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成27年度末の未収金額は約1,236万円であり、前年度末に比し約111万円減少している。</p> <p>今後も、新規滞納者の発生防止とともに未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金の未収金については、平成28年4月から9月までの間に86万8千円の未収金を回収した。</p> <p>今後も、債務者及び連帯保証人と直接交渉を重ね、未収金の回収に取り組んでいく。</p>

(13) 森林整備課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>外出承認で処理したために支給されなかった旅費について、追給を行うとともに、適切な事務処理を行うよう、職員に徹底指導した。</p>

(14) 水産振興課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p>	<p>注意事項</p>

沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成27年度末で現年度分の未収金は発生していないが、過年度分が約994万円、確定分の違約金が約490万円であり、合計金額では前年度末に比し約212万円減少し約1,484万円となっている。

今後も、新規滞納者の発生防止とともに、未納者への償還指導の徹底などにより、債権管理に努められたい。

延滞者や連帯保証人に対しては、文書及び電話による督促や個別面談の実施等を行うとともに、漁協等の協力を得ながら計画的な償還を粘り強く指導するなど、延滞の長期化防止に取り組んでいる。

また、今後も引き続き約定償還日到来前から漁協を通じて各借受者の償還見込みを把握し、延滞の発生が予想される場合は、電話相談や個別面談等を実施するなど、新規滞納者の発生防止に努める。

(15) 資源管理課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 委託契約において、非課税となるべき印紙代に消費税及び地方消費税を課税して契約していたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 集中調達外で調達した印刷製本費に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 非課税となるべき印紙代に消費税等を課税して契約・支払をしていたため返納手続を行うとともに、適正な処理について職員に周知徹底した。</p> <p>イ 集中調達外で印刷製本を発注する場合は、関係機関への合議を行うよう、適正な事務処理を職員に周知徹底した。</p>

8 県土整備部

(1) 県土整備総務課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用に係る収入未済額は平成27年度末で約22万円であり、前年度から回収が進んでいない。 今後も適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が平成27年度末で約27万円となっている。 今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 海草振興局建設部と連携し、引き続き現地調査を実施するなど納入義務者に関する情報を収集するとともに、所在が判明すれば催告等を行っていく。</p> <p>イ 現在、債務者が生活保護を受給中であり、法的措置による回収は困難な状況にある。 債務者には分割納付を指導しており、平成28年10月末時点で、26,000円を回収した。 残り246,360円については、今後も、東牟婁振興局新宮建設部と連携し、状況を把握しつつ、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>ウ 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物に相違がないよう、適正に処理を行った。</p>

(2) 技術調査課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿において移動方法の記載誤りにより旅費が過渡しとなり返納されている事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令簿の移動方法の記載誤りにより、旅費が過渡しとなり返納されている出張が1件あった。 職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正な事務を行うよう課員全員に周知徹底を図った。 今後は復命時に再確認することにより再発防止に努める。</p>

イ 工事請負契約不履行に伴う延納利息について、平成27年度末で約17万円が収入未済となっている。
今後も、引き続き適切な債権管理に努められたい。

イ 平成27年度末収入未済額は、東牟婁振興局串本建設部の延納利息172,869円である。
当該事業者は事業再開の見込みがないため、平成26年2月に徴収停止を行っており、今後も串本建設部と連携して引き続き納入義務者に関して情報収集に努め、債権管理を適正に行っていく。

(3) 検査・技術支援課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印が押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 適正に処理するよう注意し、旅費については追給を行った。</p> <p>イ 消耗品の納品については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知の内容に従い、今後適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p>

(4) 道路政策課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅費の二重支払をし戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 支出負担行為即支出命令の支出票を確認できない事例が見られたので、今後このようなことがないよう厳正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 複数の職員による確認を実施し、再発防止に努めている。</p> <p>イ 公文書の適正な管理を徹底し、再発防止に努めている。</p>

(5) 道路保全課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 資金前渡において、二重支払をし戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票がともに保存されていなかった事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 旅行命令簿復命欄の命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>廃道敷地については、平成27年度末で7件が未処理となっており、前年度末に比し2件減少している。 今後も引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 資金前渡の二重支払を行わないよう、適正に処理していく。</p> <p>イ 支出負担行為を取り消した場合は、決裁前であっても支出負担行為票を保管するよう、適正に処理していく。</p> <p>ウ 旅行命令簿復命欄の命令権者確認印の押印漏れがないように適正に処理していく。</p> <p>エ 物品現在高報告書と現物が一致するよう、適正に処理していく。</p> <p>検討事項</p> <p>未処理の廃道敷地については、公図混乱の問題、あるいは形状等の理由など難しい課題があるが、地籍調査の早期着手について市町村に依頼等を行い、早期の処理に努めていく。</p>

(6) 道路建設課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地について処理方針を検討された。</p> <p>また、事業休止中のため未利用となっている土地については、一部の事業について再開されているものの、今後も適切な管理に努め、利活用を検討されたい。</p>	<p>検討事項</p> <p>道路整備事業の残地については、周辺地権者より請求があり、計画や地形の形状変更等により道路用地として不用と判断された場合、市町村等の意見を聞き、払下げを行っており、今後も現況を十分把握のうえ各振興局建設部と協議し、案件ごとの処理方針を検討していく。</p> <p>また、事業休止中のため未利用となっている土地については、事業が再開されるまでの間、適切な管理を行っていく。</p>

(7) 河川課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 契約解除による違約金は、平成27年度末で約31万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 河川敷地の不法占有については、平成27年度中に有田市古江見案件が解消されたものの、同年度末現在で12件あり、引き続き不法占有者に対しては厳正に対処されたい。</p> <p>また、不法占有を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。</p> <p>ウ 廃川敷地の処理について、不法占有となっている土地については厳正に対処するとともに、不法占有を防止するため資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。</p> <p>また、各案件に適した早期処理方針を検討するとともに、引き続き適正管理に努められたい。</p> <p>エ 旅行命令をすべきところを外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>オ 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 平成27年度末の未収入額は、違約金305,316円である。</p> <p>平成28年8月に債務者側と面談したところ、経済的困窮状態にあることが判明した。</p> <p>今後も引き続き、伊都振興局建設部と連携し、債務者の状況を把握しつつ、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>イ 河川敷地の不法占有については、現在、「和歌山県河川法違反行為対策指針」に基づき、度重なる指導や河川敷の払下げの検討を行うなどの具体的な対応を実施し、有田市古江見案件を解消した。</p> <p>今後も引き続き、不法占有者に対して現状が違法行為であることを十分に認識させ、その形態等に応じた指導や処分を行い、全面的な解消に努めていく。</p> <p>また、「河川パトロール実施要領」に基づく河川監視を実施することにより、新たな不法占有の防止に努めていく。</p> <p>ウ 不法占有となっている土地については、隣地との境界が明確でない等の理由により、解決に時間を要しているが、違法行為であることを認識させるとともに、早期に違法状態を解消するよう努める。</p> <p>また、定期的な巡視や、必要に応じてバリケード等を設置するなど不法占有の防止に努めていく。</p> <p>なお、財産処分（払下げ）が可能な案件については、速やかに処理が行えるよう、関係機関等と協議を進めていく。</p> <p>エ 職員等の旅費に関する条例等の規定について、職員に周知徹底した。</p> <p>オ 今後このようなことがないよう、適正な事務処理を徹底する。</p>

(8) 砂防課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 建設工事請負契約解除に伴い平成27年度に新たに発生した違約金の収入未済額は約29万円となっているので、未納者の状況を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 平成27年2月に取得した和歌山県土砂災害啓発センター建設用地について、和歌山県公有財産事務規程（平成10年和歌山県訓令第1号）に基づく公有財産取得報告が平成28年4月に行われていたので、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 委託料の支出票において、履行確認がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 契約変更時に提出された工程表について、既に変更されている工程が反映されていないものを收受していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 建設工事等請負契約解除に伴い発生した債権については、現在も督促及び催告措置を行い、裁判所への訴訟提起を視野に入れながら継続的に請求しており、今後も関係機関との連携を密にしながら債権回収に努めていく。</p> <p>イ 和歌山県公有財産事務規程に基づく公有財産取得報告の適正な処理について、課員に周知徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>ウ 委託料の支出票における履行確認等の適正な処理について、課員に周知徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>エ 変更契約時に提出された工程表に係る収受における適正な処理について、課員に周知徹底し、適正な処理に努めている。</p>

(9) 都市政策課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成27年度末で約8,852万円が収入未済となっているので、引き続き適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 委託契約において、随意契約ができる予定価格を超えて増額変更していたので、あらかじめ変更が想定される場合は入札を行うなど、適正に処理されたい。</p> <p>ウ 基本協定において県と指定管理者との協議により実施する点検業務について、協議なしに県が実施していたので、適正に処理されたい。</p> <p>エ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>オ 自転車購入に係る備品購入費の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤り出納機関の合議を怠っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 連帯保証人2名のうち1名は個人であり、この個人は死亡したため家庭裁判所に法定相続人の相続放棄の状況を確認したところ、全員が相続放棄を行っていた。 もう1名の連帯保証人の法人については、資産状況を確認していくとともに、債務者に対し返済を催告していく。</p> <p>イ 今後は、地方自治法施行令及び和歌山県財務規則に基づき、適正に処理していく。</p> <p>ウ 今後は、基本協定に基づき協議の上、事務処理を適正に行っていく。</p> <p>エ 旅行命令及び外出承認の取扱いについて、職員に周知徹底した。 今後は、職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正に処理していく。</p> <p>オ 今後は、和歌山県財務規則に基づき、適正に処理していく。</p>

(10) 建築住宅課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた回収に努められているところである。平成27年度末現在の収入未済額は約1億3,086万円で、前年度末に比し約1,813万円増加し、依然として多額であ</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 公営住宅の未収金については、従前から県住宅供給公社、各振興局及び委託管理人とともに縮減に努力しているところであり、県住宅供給公社及び委託管理人との打合せ会議を通じて滞納状況を把握し、振興局等の管理担当者会議を行うなど</p>

注意事項

- ア 国直轄港湾整備事業に係る港湾管理者工事費負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤り、支出負担行為担当者の決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- イ 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

注意事項

- ア 今後このようなことがないように、平成27年4月1日付け会第04010006号会計課長通知による和歌山県財務規則の一部改正の内容を職員に周知徹底した。
- イ 物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行い、物品管理の適正化を図った。

9 会計局

(1) 会計課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 証紙売りさばき代金損害賠償金について、平成27年度末現在の収入未済金は、約855万円であり、前年度末に比し4万円減少している。 今後も、債務者に対して引き続き交渉を行い、収入未済金の徴収に努力されたい。 イ 個人事業主に支出した不動産鑑定評価手数料について、源泉徴収をしていなかったため、適正な支出審査を行われたい。 ウ 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったため、適正な支出審査を行われたい。	注意事項 ア 収入未済金について、引き続き債務者に強く働きかけを行い、徴収に努める。 イ 支出命令審査について、審査担当職員に対し正確な支出審査業務の徹底を指導した。 ウ 支出命令審査について、審査担当職員に対し正確な支出審査業務の徹底を指導した。

(2) 総務事務集中課

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 報償費及び特別旅費の支出において誤って所得税の源泉徴収を行い、税務署から還付を受けていたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。 イ 消耗品費について、誤って納品書により支出し、戻入した事例があったため、適正に処理されたい。 ウ 旅費計算書において、旅費額の計算誤りにより過誤払していた事例があったため、適正に処理されたい。	注意事項 ア 報償費及び特別旅費について、所得税控除の要否を速やかに調査した上で支出するよう、担当職員を指導した。 イ 消耗品費の支出について、同様の誤りを発生させることがないように、担当職員に書類の確認の徹底を指導した。 ウ 旅費支給において、同様の誤りを繰り返すことがないように、担当職員に対し、より一層適正な旅費計算に努めるよう指導した。

10 県議会事務局

監査実施年月日 平成28年8月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 政務調査費返還金の未収金については、平成27年度末で約70万円となっており前年度末に比し24万円減少している。 今後も、適切な債権管理に努められたい。 イ 物品購入伺、書籍の購入の伺いで、決裁権者の	注意事項 ア 政務調査費返還金の未収金については、毎月分納により回収を行っているところであるが、今後も適正な債権管理を行っていく。 イ 今後は適正な事務処理を行うよう、職員に周知

押印の漏れたものがあつたので、適正に処理されたい。

徹底した。

11 労働委員会

監査実施年月日 平成28年8月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 月の途中で辞職する委員の報酬について、日割りにより支出すべきところ誤って1月分を資金前渡職員に支出し戻入していたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。	注意事項 再発の防止に向け、委員の就任に変更があつた際には、報酬の支払に関し十分注意するなど、適正な支払事務の徹底を職員に喚起した。

12 教育委員会

(1) 総務課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 台帳扱い物品の調達における消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。	注意事項 台帳扱い物品の調達における消耗品の納品については、今後、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に事務処理を行うよう、周知徹底を図った。

(2) 給与福利課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に刑が確定したため、元職員に返納を求めているが、平成27年度末で約1,270万円が収入未済となっている。 今後も、債権の回収と適切な債権管理に努められたい。 イ 雇用保険料控除対象を誤ったため保険料が誤納され、戻出していた事例があつたので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。 ウ 土地鑑定評価業務契約において、契約の締結が遅延していたので適正に処理されたい。	注意事項 ア 今後とも債務者の能力に応じた納付を指導し、未収金の縮減に努めるとともに、進行管理に留意し、適切な債権管理を行っていく。 イ 再発防止のため、職員に対し対象者の確認の徹底を図った。 ウ 今後、契約について締結が遅延しないよう、職員に周知徹底した。

(3) 生涯学習課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 ア 進学奨学金等返還金の未収金については、償還対策方針を決定し、償還指導等に努められているところであるが、平成27年度末で約8億8,775万円となっており、前年度末に比し約1,297万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策の検討を行い、引き続き債権管理	注意事項 ア 進学奨学金等返還金の未収金については、これまで未納者に対する督促状の送付、口座振替制度の周知及び滞納の未然防止のため返還免除者等に対する返還再開通知の送付を行っている。 また、本課において個別の返還相談に応じるとともに、関係市町でも返還相談に対応できるよう、貸与台帳を配布し、収納率の向上に努めてい

<p>に努められたい。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、平成27年度末で約7,691万円となっており、前年度末に比し約576万円増加している。 今後も、未収金の発生防止のため償還指導の徹底を図り、引き続き債権管理に努められたい。</p> <p>ウ 現金出納簿へ登記を行ったにもかかわらず、出納員の確認を受けていないものがあったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>る。</p> <p>さらに、平成28年度から新たに訪問指導専従員を配置し、戸別訪問を実施することにより、未納者の状況を把握し、未納者の状況に応じたきめ細やかな指導を行っている。</p> <p>イ 修学奨励金返還金の未収金については、現年分の滞納者となる初期の滞納者を中心に、本人及び連帯保証人への文書催告、電話催告を実施している。</p> <p>また、返還意思の見られない長期滞納者については、昨年度に引き続き、民間債権回収会社（サービサー）へ委託する。</p> <p>加えて、更なる回収を図るため、新たに支払督促の申立を行っている。</p> <p>ウ 現金出納簿の登記が出納員の確認を受けていなかった事例については、今後このようなことがないよう、収納員に任命されている職員に対し適正に処理するよう、指導した。</p>
--	--

(4) スポーツ課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 報償費について、支払対象を誤ったため戻入していた事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。</p> <p>イ 収入調定票に計算の基礎を明らかにする書類が添付されていなかったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 今後は、報償費の支払対象を誤らないように、チェック体制を整え、適正な事務処理を行っている。</p> <p>イ 収入調定票の処理に際し、複数職員による添付書類の確認を徹底し、適正な事務処理を行っている。</p>

(5) 文化遺産課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 和歌山県文化財保護費補助金（施設関係）において、補助工事に係る現地調査が行われていなかったので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 課室移転業務委託に係る支出負担行為の決裁において、出納機関の合議を行っていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 施設関係補助金について、現地調査を行うよう、周知徹底を図った。</p> <p>イ 支出負担行為時に、決裁・合議区分の確認について周知し、適切な支出事務を行うよう、徹底を図った。</p>

(6) 健康体育課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ヨット競技浮上式斜路棧橋について、物品貸付調書による決定及び出納機関への出納通知をしていなかったもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ヨット競技浮上式斜路棧橋について、物品貸付調書による決定及び出納機関への出納通知を行った。</p>

(7) 高校総体推進課

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>イ 実績報告書を収受せず委託費を支出していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、健康体育課において旅行命令を発し、旅費不支給となっていた旅行については、追給処理を行った。</p> <p>イ 委託費の支出について、委託先に実績報告書の提出を求め、収受した。</p>

13 公安委員会

警察本部

監査実施年月日 平成28年8月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>ア 放置違反金の平成27年度末における未収金は、約1,194万円であり、前年度末に比し約268万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握等するなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>イ 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による事故が複数件発生していたので、今後、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p> <p>ウ 平成24年度に業務が完了した業務委託契約に係る契約保証金の払渡しが行われていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>エ 概算払をした旅行命令において、精算及び復命がなされていないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>ア 未収金が減少となった平成27年度と同様に、電話、戸別訪問による催促業務や預貯金口座の差押え等の徴収活動を強化し、未収金の徴収に努めている。</p> <p>イ 交通事故防止に関する通達や資料等に基づき具体的な指示・教養を行うとともに、運転訓練等を実施するなどして交通事故防止に努めている。</p> <p>ウ 契約保証金差引簿を作成し、各担当者が受入額、払渡額等を記録することに加え、定期的に各級幹部による点検を実施し、契約保証金の還付漏れの絶無に努めている。</p> <p>エ 概算払をした旅行命令において、精算及び復命漏れないよう、周知徹底する。</p>

和歌山県監査公表第31号

平成28年9月2日付け監査報告第9号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年12月22日

和歌山県監査委員 江川 和 明
 和歌山県監査委員 足立 聖 子
 和歌山県監査委員 濱 口 太 史
 和歌山県監査委員 鈴木 太 雄

1 公益財団法人和歌山県農業公社

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 就農支援資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約762万円であり、前年度末に比し約359万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 和歌山県就農安定資金貸付金の償還において、違</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 就農支援資金貸付金の保全及び回収の事務を委託している和歌山県信用農業協同組合連合会、関係農業協同組合及び普及組織と連携し、滞納者に対する経営指導及び償還指導を行い、分割償還等による計画的な債権回収を進めるとともに、償還状況を踏まえ適切に新規滞納の発生防止に努める。</p> <p>(2) 就農安定資金貸付金償還事務において償還期日の</p>

約金が発生していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

確認を徹底する等、適正な事務処理を行うよう、職員を指導した。

2 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成27年度末の借入金残高は、約129億6,900万円と前年より約8,030万円増加している。今後とも、全国の動向を注視しながら、適切な債務管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>主伐時期に向けて、所有する森林資産をいかに有効活用し、売却収益を上げられるかが、借入金返済の最重要課題であるため、これまで取り組んできた長伐期施業化やゾーニングによる施業の効率化に加え、分収率の変更にも取り組んでいる。</p> <p>分収率の変更については、平成28年度当初から市町村有地を中心に説明を進めており、9月には分収率を6:4から8:2に変更する合意を得る成果を1件あげた。</p>

3 和歌山県土地開発公社

監査実施年月日 平成28年8月23日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>公社保有土地について、平成27年度に4地区（2,182.29㎡）が売却されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後ともその売却に努められたい。</p> <p>併せて、調停に代わる決定（平成15年11月25日和歌山地方裁判所）に基づき、借入金の計画的な返済に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>保有土地の処分については、従前より公社の重点事項として、積極的に取り組んでいるところであり、代替地の残区画は岩出市根来の1区画となっている。</p> <p>住宅販売状況については、岩出紀泉台は残り3区画、貴志川長山団地は残り1区画となっている。</p> <p>コスモパーク加太及び企業団地北勢田ハイテクパークの残区画については、今後とも県地域プロジェクト対策室及び企業立地課と連携を図りながら販売に努めていく。</p> <p>なお、他の保有地についてもインターネット公売にかけるなど早期に売却できるよう努力していく。</p> <p>併せて、調停に代わる決定による債務弁済スキームに基づき、借入金の計画的な返済に努めるとともに、コスモパーク加太の分譲を進めることで債務の繰上返済につなげていく。</p>